

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 8 日 号外 259 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 8 日 法律第 68 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 12 月 8 日）から施行
【法令のあらまし】	<p>1 選挙の期日に関する事項</p> <p>(一) 平成23年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法第34条の2の規定（以下「90日特例の規定」）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあつては同年4月10日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月24日とした。（第1条第1項関係）</p> <p>(二) 平成23年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とすることができる。（第1条第2項関係）</p> <p>(三) 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とした。（第1条第3項関係）</p> <p>(四) 統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ(一)に掲げる期日とした。（第1条第4項関係）</p> <p>2 選挙期日の告示に関する事項</p> <p>1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第2条関係）</p> <p>(一) 都道府県知事選挙にあつては、平成23年3月24日</p>

(二) 指定都市の長の選挙にあつては、平成23年3月27日

(三) 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、平成23年4月1日

(四) 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成23年4月17日

(五) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成23年4月19日

3 90日特例の規定の取扱いに関する事項

90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成23年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。(第3条関係)

4 同時選挙に関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第2項の規定による同時選挙とする。(第4条第1項及び第2項関係)

5 重複立候補の禁止に関する事項

1により平成23年4月10日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域において1により同月24日に行われる選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等における公職の候補者となることができない。(第5条第1項関係)

6 寄附等の禁止に関する事項

1の(一)又は(二)により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。(第6条及び第7条関係)

7 人口の特例に関する事項

1により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数等を定めるに当たり、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができる。(附則第2条第1項関係)

WestlawJapan 法令あらまし

【改正される法令】	なし
-----------	----